



宮 崎 県 公 報

平成20年3月31日 (月曜日) 号外 第14号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十七号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和四十年宮崎県規則第十号) の一部を次のように改正する。

別表県税事務所長の項を次のように改める。

県税・総務事務所長	<p>一 職員宿舍の貸付けに関する事 (宮崎県税・総務事務所を除く。)</p> <p>二 旅券法 (昭和二十六年法律第二百六十七号) による次の事務 (宮崎県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所を除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三条第一項の規定による申請の受理に關すること。 第三条第二項ただし書の規定による身分上の事実の確認に關すること。 第三条第三項の規定による確認に關すること (第九条第三項において準用する場合を含む。) 第八条第一項の規定による交付に關すること (第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。) 第九条第一項の規定による申請の受理に關すること。 第十条第一項本文の規定による返納の受理に關すること。 第十条第一項ただし書の規定による申請の受理に關すること。 第十一条の規定による返納の受理に關すること。 第十二条第一項の規定による申請の受理に關すること。 第十七条第一項の規定による届出の受理に關すること。 第十七条第三項の規定による確認に關すること。 第十九条第五項の規定による返納の受理に關すること。 第十九条第六項の規定による選付に關すること。 <p>三 旅券法施行令 (平成元年政令第九十二号) 第四条第一項第六号の規定による書面の交付に關すること (宮崎県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所を除く。)</p> <p>四 宮崎県企業立地促進要綱 (平成十九年七月一日定め) に基づく企業立地促進補助金の交付の申請の受理及び審査に</p>
-----------	--

關すること (日向県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。)

別表消防学校長の項を削る。

別表西臼杵支庁長の項第一号の二中「高齢者対策課」を「長寿介護課」に改め、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項の規定による支援給付に關すること。

別表西臼杵支庁長の項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 宮崎県企業立地促進要綱に基づく企業立地促進補助金の交付の申請の受理及び審査に關すること。

別表西臼杵支庁長の項第三十六号の三中「土地改良区連合会」を「土地改良区連合 (以下「土地改良区等」という。)

で「及び土地改良区又は土地改良区連合の役員」を「土地改良区等の役員であること及び土地改良区等の代表者の印鑑」に改める。

別表西臼杵支庁長の項の次に次のように加える。

消防学校長	一 学生の入校及び卒業に關すること。
長	一 学生の訓練指導に關すること。

別表福祉事務所長の項中「福祉事務所長」を「福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長」に改め、同項第一号中「高齢者対策課」を「長寿介護課」に改める。

別表福祉事務所長の項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定による支援給付に關すること。

別表保健所長の項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領 (平成二十年三月三日定め) による次の事務

- 第七条第一項の規定による申請の受理に關すること。
- 第八条第二項の規定による結果の通知に關すること。
- 第九条の規定による受給者証の交付に關すること。
- 第十一条第一項の規定による届出の受理に關すること。
- 第十二条第一項の規定による申請の受理に關すること。
- 第十二条第二項の規定による受給者証の交付に關すること。
- 第十三条第一項の規定による申請の受理に關すること。
- 第十三条第二項の規定による受給者証の交付に關すること。

別表女性相談所長の項、きりしま寮長の項、児童相談所長の項及び食肉衛生検査所長の項を削る。

別表精神保健福祉センター所長の項の次に次のように加える。

<p>食肉衛生 検査所長</p>	<p>一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）による次の事務</p> <p>1 第四条第三項の規定による変更の届出の受理に関する こと。</p> <p>2 第十三条第一項第一号の規定による届出の受理に關す ること。</p> <p>3 第十三条第三項の規定による指示に関すること。</p> <p>4 第十四条第一項から第五項までの規定による検査に關 すること。</p> <p>5 第十四条第三項第二号の規定によると畜場外への持ち 出し許可に関すること。</p> <p>6 第十六条の規定による措置に関すること。</p> <p>7 第十七条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査 に関すること。</p> <p>8 第十八条第一項の規定により、施設の使用の制限又は 停止を命ずること。</p> <p>9 第十八条第二項の規定により、と畜若しくは解体の 業務の停止を命じ、又はと畜若しくは解体を行うこと を禁止すること。</p> <p>二 と畜場法施行令（昭和二十八年政令第百二十六号）第四 条第一号の規定による許可に関すること。</p> <p>三 と畜場法施行細則（平成十七年宮崎県規則第四十三号） 第十七条第一項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 二年法律第七十号）による次の事務</p> <p>1 第三条第一項の規定による食鳥処理の事業の許可（第 十六条第一項の規定による政令で定める数以下の食鳥処 理の事業に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>2 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備 の変更の許可に関すること。</p> <p>3 第六条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理に 関すること。</p> <p>4 第八条の規定による食鳥処理の事業の停止の命令に關 すること。</p> <p>5 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令及び 食鳥処理場の使用の禁止並びに食鳥処理の事業の停止の 命令に関すること。</p> <p>6 第十二条第六項の規定による食鳥処理衛生管理者の設 置及び変更の届出の受理に関すること。</p> <p>7 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命 令に関すること。</p> <p>8 第十四条の規定による食鳥処理場の休止及び再開の届 出の受理に関すること。</p> <p>9 第十五条の規定による検査に関すること。</p> <p>10 第十六条第一項の規定による確認規程の認定に關する こと。</p> <p>11 第十六条第二項の規定による確認規程の変更の認定に 関すること。</p> <p>12 第十六条第六項の規定による食鳥処理衛生管理者の解 任の命令に関すること。</p> <p>13 第十六条第七項の規定による確認の状況の報告の受理 に関すること。</p> <p>14 第十六条第九項の規定による技術的な指導及び助言に</p>
----------------------	--

<p>女性相談 所長</p>	<p>一 児童福祉法による次の事務</p> <p>15 第十七条第一項第四号の規定による食肉の販売の事業 を行う者の届出の受理に関すること。</p> <p>16 第二十条の規定による措置に関すること。</p> <p>17 第三十七条第二項の規定による業務の状況の報告の徴 収に関すること。</p> <p>18 第三十八条第一項の規定による立入検査、質問及び食 鳥とたいの収去に関すること。</p> <p>五 食品衛生法による次の事務（と畜場内における食肉及び 食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）</p> <p>1 第二十八条第一項の規定による報告の徴収、臨検検査 及び収去に関すること。</p> <p>2 第五十四条の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食 品衛生上の危害を防止するために必要な措置の命令に關 すること。</p>
<p>きりしま 寮長</p>	<p>一 児童福祉法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十四条 第二項の規定による要保護女子その他保護を必要とする女 子の一時保護に関すること。</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 （平成十三年法律第三十一号）による次の事務</p> <p>1 第三条第三項第三号の規定による被害者の一時保護に 関すること。</p> <p>2 第三条第四項の規定による委託に関すること。</p> <p>一 要保護女子の入寮及び退寮に関すること。</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第五条の規定による被害者の保護に関すること。</p>
<p>児童相談 所長</p>	<p>一 児童福祉法による次の事務</p> <p>1 第二十四条の二第一項の規定による申請の受理に關す ること。</p> <p>2 第二十四条の二第二項の規定による支給の要否の決定 に関すること。</p> <p>3 第二十四条の二第六項の規定による受給者証の交付に 関すること。</p> <p>4 第二十四条の四の規定による施設給付決定の取消しに 関すること。</p> <p>5 第二十七条第二項の規定による指導、入所等の措置に 関すること。</p> <p>6 第二十七条第三項の規定による治療等の委託に關する こと。</p> <p>7 第二十七条第六項の規定による意見の聴取に關するこ と。</p> <p>8 第二十七条第七項の規定による日常生活上の援助及び 生活指導又はその委託に関すること。</p> <p>9 第二十七条の二第一項の規定による入所措置に關する こと。</p> <p>10 第二十七条の三の規定による家庭裁判所への送致に關 すること。</p> <p>11 第二十八条第一項の規定による児童虐待等の場合の措 置に関すること。</p> <p>12 第二十八条第二項の規定による措置の期間の更新に關 すること。</p> <p>13 第二十八条第四項の規定による措置に関すること。</p> <p>14 第二十八条第五項の規定による報告及び意見並びに資 料の提出に関すること。</p>

- 15 第二十八条第六項の規定による勧告に関すること。
- 16 第二十九条の規定による立入調査に関すること。
- 17 第三十条の二の規定による里親等に対する指示及び報告徴収に関すること。
- 18 第三十一条第二項の規定による在所期間の延長に関すること。
- 19 第三十一条第三項の規定による在所期間の延長等に関すること。
- 20 第三十一条第四項の規定による援助又は委託の継続に関すること。
- 21 第三十二条第二項及び第四項の規定による一時保護に関すること。
- 22 第五十条の規定による同条第七号に規定する里親委託に要する費用（医療費を除く。）の支弁に関すること。
- 23 児童福祉法第五十六条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則に基づく費用の徴収に関すること（母子生活支援施設及び助産施設に係るものを除く。）。
- 一 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）による次の事務
 - 1 第八条の二第二項の規定による要求及び調査又は質問に関すること。
 - 2 第八条の二第二項の規定による告知に関すること（第九条の二第二項において準用する場合を含む。）。
 - 3 第八条の二第三項の規定による必要な措置に関すること。
 - 4 第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問に関すること。
 - 5 第九条の二第一項の規定による要求及び調査又は質問に関すること。
 - 6 第九条の二第二項の規定による臨検又は捜索に関すること。
 - 7 第九条の二第三項の規定による調査又は質問に関すること。
 - 8 第九条の二第三項の規定による資料の提出に関すること。
 - 9 第九条の二第五項の規定による許可状の交付に関すること。
 - 10 第十一条第三項の規定による勧告に関すること。
 - 11 第十三条の規定による解除に関すること。

別表農林振興局長の項第三号の三中「土地改良区又は土地改良区連合で」を「土地改良区等で」に、「及び土地改良区又は土地改良区連合の役員を」を「土地改良区等の役員であること及び土地改良区等の代表者の印鑑」に改める。

別表の付表第十四号中「宮崎米新産地づくり体制支援事業」の下に、「新みやざき園芸産地再生事業」を加え、「菓たばこ日本一産地基礎強化対策事業及びみやざき茶プロジェクト〇〇〇事業」を「菓たばこ等特用作物経営安定対策事業及び「魅力あるみやざき茶」産地総合対策事業」に改める。

別表の付表第十八号を次のように改める。

十八 削除

別表の付表第二十八号中「林業技術高度化事業及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。